

2 欠格事由

次のいずれかに該当する事業者は、労働者派遣事業の許可を受けることができません。

イ 法人の場合

(イ) 次の a ～ c 及び g ～ l の規定に違反し、又は d ～ f の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していない場合(法第 6 条第 1 号、第 2 号)

a 労働者派遣法の規定

b 労働に関する以下の法律の規定

(a) 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項(同法第 6 条及び第 56 条に係る部分に限る。)、第 119 条(同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条に係る部分に限る。)及び 第 120 条(同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までに係る部分に限る。)並びに当該規定に係る同法第 121 条(これらの規定が労働者派遣法第 44 条(第 4 項を除く。))により適用される場合を含む。)

(b) 職業安定法第 63 条、第 64 条、第 65 条(第 1 号を除く。)及び第 66 条並びにこれらの規定に係る同法第 67 条

(c) 最低賃金法第 40 条及び同条に係る同法第 42 条

(d) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 49 条、第 50 条及び第 51 条(第 2 号及び第 3 号を除く。)並びにこれらの規定に係る同法第 52 条

(e) 賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条及び同条の規定に係る同法第 20 条

(f) 港湾労働法第 48 条、第 49 条(第 1 号を除く。)及び第 51 条(第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。)並びにこれらの規定に係る同法第 52 条

(g) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第 19 条、第 20 条及び第 21 条(第 3 号を除く。)並びにこれらの規定に係る同法第 22 条

(h) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 62 条から第 65 条

(i) 林業労働力の確保の促進に関する法律第 32 条、第 33 条及び第 34 条(第 3 号を除く。)並びにこれらの規定に係る同法第 35 条

(j) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 108 条、第 109 条、第 110 条(同法第 44 条の規定に係る部分に限る。)、第 111 条(第 1 号を除く。)及び第 112 条(第 1 号(同法第 35 条第 1 項の規定に係る部分に限る。))及び第 6 号から第 11 号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第 113 条の規定

(k) 労働者派遣法第 44 条第 4 項により適用される労働基準法第 118 条、第 119 条及び第 121 条並びに労働者派遣法第 45 条第 7 項により適用される労働安全衛生法第 119 条及び第 122 条

c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第 50 条(第 2 号に係る部分に限る。))及び第 52 条を除く。)

d 刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条又は第 247 条

e 暴力行為等処罰に関する法律

f 出入国管理及び難民認定法第 73 条の 2 第 1 項

g 健康保険法第 208 条、第 213 条の 2 又は第 214 条第 1 項

h 船員保険法第 156 条、第 159 条又は第 160 条第 1 項

i 労働者災害補償保険法第 51 条前段又は第 54 条第 1 項(第 51 条前段に係る部分に限る。)

- j 厚生年金保険法第102条、第103条の2又は第104条第1項(第102条又は第103条の2に係る部分に限る。)
- k 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第46条前段又は第48条第1項(第46条前段に係る部分に限る。)
- l 雇用保険法第83条又は第86条(第83条に係る部分に限る。)
- (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権していない場合(法第6条第4号)
- (ハ) 労働者派遣事業の許可を取り消され、又は(旧)特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しない場合(法第6条第5号)
- (ニ) 労働者派遣事業の許可の取消し又は(旧)特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法第15条による通知(以下「聴聞の通知」という。)があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しない場合(法第6条第7号)
- (ホ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)にその事業活動を支配されている場合(法第6条第12号)
- (ヘ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある場合(法第6条第13号)
- (ト) 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者がある場合(法第6条第11号)
 - (a) 禁固以上の刑に処せられ、又は(イ)のaからcまで及びgから1までの規定に違反し又はd、e及びfの罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者(法第6条第1号、第2号)
 - (b) 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの(法第6条第3号)
 - ※「厚生労働省令で定めるもの」とは、精神の機能の障害により労働者派遣事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である
 - (c) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法第6条第4号)
 - (d) 当該法人が個人事業主として行っていた労働者派遣事業の許可を取り消され、又は個人事業主として行っていた(旧)特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しない場合(法第6条第5号)
 - (e) 労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合(法第14条第1項第1号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が(イ)に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。)又は(旧)特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合(当該法人が(イ)に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。)において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しないもの(法第6条第6号)
 - (f) 当該法人が、個人事業主として行っていた労働者派遣事業の許可の取消し又は(旧)特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に労働者派遣事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から

起算して5年を経過しないもの(法第6条第7号)

(g) (二)に規定する期間内に労働者派遣事業の廃止の届出又は(旧)特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、(二)の聴聞の通知の日前60日以内に当該法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの(法第6条第8号)

(h) 暴力団員等(法第6条第9号)

(i) 労働者派遣事業について法定代理人から営業の許可を受けていない未成年者であつて、その法定代理人(法人である場合は、当該法人の役員)が上記(a)～(h)のいずれかに該当する者又はその法定代理人(法人である場合に限る。)が上記(イ)～(ニ)のいずれかに該当する者(法第6条第10号)

ロ 個人の場合

上記イ(イ)～(ヘ)又は当該個人が(ト)(a)～(i)のいずれかに該当する者